

# 特記仕様書

## I. 工事概要

(○印の付いた「・」の項目を適用する)

1. 工事名 **鴨池公園野球場トイレほか内部改修電気設備工事**
2. 工事場所 **鹿児島市鴨池二丁目2番1号**
3. 工期 **本工事の工期は、平成 31年 1月 15日までとする。**
4. 建物概要

建物名称	構造	階数	※延面積(㎡)	消防法別表	備考
鴨池公園野球場	鉄筋コンクリート造	2階建	3,777.34㎡	—	

※○建築基準法による表記・文部科学省審定床面積・その他( )

## 5. 工事種目

(○印の付いた「工事種目」を適用する)

工事種目	工事種別	
	本工事	別
1. 電灯設備	一試	○
2. 動力設備	一試	○
3. 電報設備	一試	
4. 音保設備	一試	
5. 突発電機設備	一試	
6. 電力貯蔵設備	一試	
7. 自家発電設備	一試	
8. 構内通信設備	一試	
9. 構内交換設備	一試	○
10. 情報表示設備	一試	
11. 映像・音響設備	一試	
12. 拡声設備	一試	○
13. 録音装置設備	一試	
14. テレビ共用受信設備	一試	○
15. テレビ電波誘導防除装置	一試	
16. 監視カメラ設備	一試	
17. 駐車管理制御	一試	
18. 入退室管理装置	一試	
19. 自動火報設備	一試	○
20. 自動防煙設備	一試	
21. 非常警報設備	一試	
22. ガス漏れ火災警報設備	一試	
23. 中央監視設備	一試	
24. 構内配電設備	一試	
25. 構内通信誘導設備	一試	
26. 太陽光発電設備	一試	

## 6. 鹿児島市建設工事請負契約書第33条に基づく部分使用

○無 ・有 (範囲、時期については監督員の指示による)

## 7. 鹿児島市建設工事請負契約書第38条に基づく指定部分

○無 ・有 (範囲、時期については監督員の指示による)

## II. 一般事項

(○印の付いた「事項」「」の項目を適用する)

1. 本工事は、公共工事であることを十分に認識し、工事の施工に当たって必要な官公署その他への手続きは速やかに行い、建築基準法、労働安全衛生法、建設工事公害防止対策要綱及びその他関係法令を遵守し、災害及び事故の防止並びに環境の保全に努めること。
2. 本工事の施工において、関係法令により資格が必要な作業については有資格者が行うこと。
3. 本工事の関連工事に従事する別契約の受注者とは、関連の工程・取組り等を事前に十分協議し、相互理解の上で施工すること。
4. 安全管理をはじめとする、その他の諸管理に十分留意して作業を行うこと。
5. 本工事の施工に当たっては、地場産業育成の観点から立ってできる限り、市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材についても同じように市内業者からの購入に努めること。
6. 元請業者は、下請業者の施工能力の向上・雇管理、労働安全管理等の措置に努め、必要な指導、助言その他の援助を行い、両者の合理的な関係の確立に努めること。
7. 本工事の受注者で下請け契約を締結したものは、建設業法の規定に基づき施工体制整備、施工体系図等を整備するとともに、この工事が施工体制整備作業の施工に該当する旨を下請業者へ通知しなければならない。
8. 建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制表及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体制表の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。
9. 工事を施工するために、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し、工事期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び並びに環境のよい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。
10. 本工事の施工業者は、建設業適職金共済制度の趣旨をふまえ、この制度の活用を努めること。
11. 建設業法第26条及び同施行令第27条に規定する監理技術者については、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けたものを選任し、その工事現場の専任とするものとする。
12. 設計図書に明記なき事項といえども、機能上、技術上必要と認められるものは監督員と協議のうえ、施工すること。

13. 受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正以内に工事実績情報として「通知書」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内(土、日、祝日等を除く)に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内(土、日、祝日等を除く)に、完成時は工事完成後10日以内(土、日、祝日等を除く)に(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。また、登録終了後は、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
14. 気象予報又は警報等においては、常に注意を払い、災害の予防に努める。なお、地震、大雨及び台風等が発生した場合は、直ちに工事現場の被災状況を調査し、被災の有無にかかわらずその状況を監督員に報告すること。
15. 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告し、適切に対応すること。  
(低入札価格調査に基づく措置)  
低入札価格調査基準価格未満の価格での受注者に対しては、次に掲げる措置を講じるものとする。
16. 施工体制の強化
  - (1) 低入札価格調査の対象となった工事(以下「調査対象工事」という。)には、専任の主任技術者等を配置すること。
  - (2) 調査対象工事を施工する場合において、契約日の属する年度及びその前年度に完成した工事に關し、次のいずれかに該当する場合は、配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任1名配置すること。  
ア 6.5点未満の工事成績評定を通知された場合  
イ 工事請負契約書に基づき修繕又は損害賠償を請求された場合  
ウ 品質管理・安全管理に關し、指名停止又は書面による警告・注意の喚起を受けた場合  
エ 自ら起因して工期を大幅に遅れた場合
17. 監督体制の強化
  - (1) 受注者は、施工体制台帳を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときは、これに応じなければならない。
  - (2) 受注者は、特記仕様書に基づく施工計画書を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。
- (工事施工)
  18. 工事現場での通行、運搬、掘削、舗装等の作業に当たっては、特に現場周辺の住民及び行人への危険防止に万全の注意を払うとともに、昼夜間を問わず、十分な安全対策を行い、事故の皆無を期すること。また、工事現場周辺の側溝、その他の公共物を土砂やモルタル等の残材等で埋没させないよう特に注意すること。埋没させた場合は速やかに受注者の負担で復旧すること。
  19. 本工事の工事現場の結末等においては、火気責任者を定め、火気の取り扱いは十分注意すること。(下請業者への指導を含む。)
  20. 本工事の施工に当たって、支障物を見出し、工事の進捗に影響があると思われる場合には、速やかに監督員に連絡し、互いに協議の後、監督員の指示により処理すること。なお、軽微なものについて、これに要する費用は受注者の負担とする。  
(屋内に使用する材料等)
  21. ホルムアルデヒドを発生させる資材を使用する場合、居室内は☆☆☆☆規格、居室へホルムアルデヒドが入りやすい恐れのある床下及び天井裏は、☆☆☆☆規格以上にそれぞれ適合すること。但し、これに反りがない場合は監督員と協議し、承諾を得ること。  
※ 対象となる材料  
木質建材(合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDF等)、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、保温材、接着剤、仕上り塗料等。  
注) ドアガラス等に限り運搬され、居室への流入が見込まれる「イレイ」等は、居室一体とみなす。
  22. クロルビドホスを添加しないこと。クロルビドホスを添加した材料でないこと。
  23. 塗料は、ホルムアルデヒド不抽出のもので、水性系のものである。(水廻り及び湿度の高い箇所を除く。)但し、有機溶剤系塗料を使用する場合は、トルエンやキシレンの拡散が極力小さいものとする。
- (環境)
  24. 環境配慮責任(鹿児島市建設工事請負契約書第41条)の確実な履行を図るため、受注者は、環境担保期間の満了前、受注者の負担で、環境検査を実施すること。  
受注者は、発注者は、発注者による環境検査実施の通知を受けた場合は、発注者の指定する方法により速やかに瑕疵検査の実施日及び報告書提出日を回答しうたうえ、環境検査を実施し、その結果を報告すること。なお、手直し方法は発注者と協議のうえ、実施すること。
- (火災保険等)
  25. 請負契約締結後速やかに、次の工事事故に加え、証券又はこれに代わるもの(保証証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工期後満21日以内(2.4時まで)とする。  
①火災保険等(工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)等に生じる損害を填補)  
②請負業者賠償責任保険(工事の施工に係る第三者に与えた損害を填補)  
保険内容が含まれる火災保険、建設工事故保険、組立保険等でも可とする。その場合、保険証券等により保険内容が確認できるものとする。
  - (前払金の支払い(請負代金額100万円以上の場合))  
前払金については次のとおりとする。  
本工事は、前払金を40%の範囲内で支払うことができる。また、既に40%の範囲内で前払金をした工事で、次の各号の要件を満たしている工事は、20%以内の前払金を支払うことが出来る。  
(1) 工期の2分の1を経過していること。  
(2) 工期表より工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。  
(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものがあること。

- (桜島地区の工事について)
  27. 本工事受注者で本社または事業所が桜島地区(東桜島地区を含む)にない者が、桜島フェリーを利用して会社と現場を行き来する場合、それに要する費用の一部を発注者に請求することができる。なお、その金額については、発注者と協議して定める。  
(路上工事の一時中止については)  
①「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」に基づき、下記の期間は路上の工事を原則一時中止するものとする。  
・平成30年 4月27日(金)22時から平成30年 5月 7日(月)9時 事由: ゴールデンウィーク  
・平成30年 8月10日(金)22時から平成30年 8月16日(木)9時 事由: お盆  
・平成30年12月28日(金)22時から平成31年 1月 4日(金)9時 事由: 年末年始  
なお、日時は変更することもあるため、詳細については監督員と協議し、かつその指示に従うものとする。  
(街区基準点等について)  
29. 街区基準点付近での工事等については、街区基準点等の亡失、き損の防止を念頭に、「鹿児島市街区基準点等管理保全要綱」に従い、所定の様式を監督員に提出し、監督員の指示に従わなければならない。  
30. 工事の施工において、施工範囲に境界点、公共基準点等の標識が設置されている場合においても亡失、き損してはならない。工事の支障となる場合は、監督員へ報告の上、保護・復旧措置等について協議するものとする。
- (暴力団関係者等による不当介入を受けた場合の措置)
  31. 本工事に係る等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。  
(環境基本計画)
    32. 本工事に伴う環境への影響を抑制するため、工事車両通行往復ルート(の分別、交通整理員の配置、走行速度の制限、ルートの設定等の対策を講じること。
    33. 本工事に使用する建設機械については、原則として「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(公共工事)」に適合するものを使用すること。
    34. 本工事に伴い提出する関係書類については、可能な限り「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」適合製品(紙類及び文具類)又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。
    35. 本工事に伴い提出する関係書類については、写真やメーカー提供の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、可能な限り、両面印刷とすること。
    36. 工事に伴い発生する廃棄物については、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック容器類を徹底しやすいうような分別ボックスの設置スペース又は分別ヤードを設置するなどして、分別の徹底及びリサイクルに務めること。
  37. 本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年 3月30日建設省経機第58号)に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の選定に関する規程」(平成 9年建設省告示1536号)により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図及び完工書に添付すること。  
(現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)
    38. 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合  
現場代理人は現場に常駐し、その運搬、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合には、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び現場の管理に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常に行われる体制を確保する必要や、現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を配置しておくことは必要である。  
(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。  
(2) 工事請負契約書第20条により工事の一時中止されている期間。  
(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。  
また、同一工事現場での同種工事に係る製作と一体的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。  
(3) 前号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後付け作業のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間。
  39. 発注者の報告  
上記38の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と業務するところを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われている限り期間を明確しておくこと。  
(現場代理人の兼任)
    40. 現場代理人の兼任を認める工事  
現場代理人は、請負契約的明確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事項に関する一切の事項(請負代金額の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(6)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

- (1) それぞれの工事の当初請負代金額が3,500万円未満であること。
  - (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。
  - (3) 兼任後の工事件数は2件であること。
  - (4) 兼任する工事は、工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲。
  - (5) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
  - (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。ただし、兼任する工事現場が38項に基づき、常駐を要しない場合は38項の規定による。
- ① 手続き  
現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に依り、現場代理人等変更通知書により、発注者に通知すること。  
なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。
- ② 受注者に対する措置請求  
安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。  
(ダンプトラック等による過積載等の防止について)  
③ 工事用資機材等の積載超過のavoidingすること。  
④ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。  
⑤ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようとすること。  
⑥ さいの装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に入内入することがないようとすること。  
⑦ 「土砂等」を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(以下「法」という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。  
⑧ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に關しダンプトラック等によって悪質な重大な事故を発生させたものを排除すること。  
⑨ 43項から48項のにつき、下請契約における受注者を指導すること。

## III. 建設副産物

- (共通事項) (○印の付いた「番号」「」の項目を適用する)
1. 発生材の処理
    - (1) 引渡を要するもの ・有 ( ) ○無
    - (2) 廃棄処分するもの ○有 ・無
    - (3) 再生処理又は再資源化を図るもの ○有 ・無
  2. 建設副産物の処理又は再資源化を図るもの(○印の項目は本工事費に含む。)
  3. 建設副産物は、再生処理又は再資源化することを原則とし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設工事故災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守するとともに、マフレスト(積荷目録)システムにより適正処理を行うこと。また、建設廃棄物の搬入又は処分を委託する場合は、契約書及び、許可証の写しを監督員に提出すること。
  4. 受入機関の事業所名等がわかる看板を背景に、建設副産物の処分状況等が確認できる写真(車両に積載された状態)の撮影を行い、工事写真へ貼付すること。  
ただし、処分場内での荷下ろし状況については監督員の指示によること。
  5. 特定建設資材及び建設発生土の処理においては、事前に再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出し、承諾を得ること。また完成時には実績及び処分状況の記録を完成書類に綴じて提出すること。
  6. 建設副産物の処理に起因する災害及び苦情については、受注者の責任において処理すること。
  7. 建設副産物のうち、有効利用できるコンクリート塊、アスファルト塊及び建設発生木材は再資源化するものとし、許可を受けた再資源化施設へ搬入すること。また、管理についても再資源化を図ること。
  8. 再生処理又は再資源化できない建設副産物は、許可を受けた最終処分場及び中間処理場へ搬入すること。また、焼却施設及び最終処分場に入庫する際に産業廃棄物税が課税されるもの適正に処理すること。
  9. 産業廃棄物収集運搬業者を選定する際に、産業廃棄物運搬許可業者に委託せずに自己運搬する場合は、運搬車の車体の両側面に50以上の文字「産業廃棄物収集運搬車」及び90m以上の文字で「積出事業者名」を表示するとともに、その運搬車「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であること」を証する書面」を備え付けすること。  
なお、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集又は運搬される場合には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づく表示図によること。  
(建設発生土)
  10. 本工事の施工により発生する建設発生土は、次のとおりとする。  
・監督員が指示する構内の場所に敷きならすこと。  
・下記の場所に搬出すること。  
ア 受入れ場所: 鹿児島市  
イ 受入れ時間等: 時 分 分  
・仮置き等 右記の場所に仮置きする。( )  
ただし、工事発注後にもやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、監督員と協議の上、その指示によること。

## 竣工図

H30.4 平成30年度版改訂(改訂1) H30.4 平成30年度版改訂(改訂2) H30.6 平成30年度版改訂(改訂3)	鴨池公園野球場トイレほか内部改修電気設備工事		NO SCALE	1/全10
	特記仕様書(1)			
鹿児島市建設局建設部設備課				

## 検印

現場代理人	主任技術者

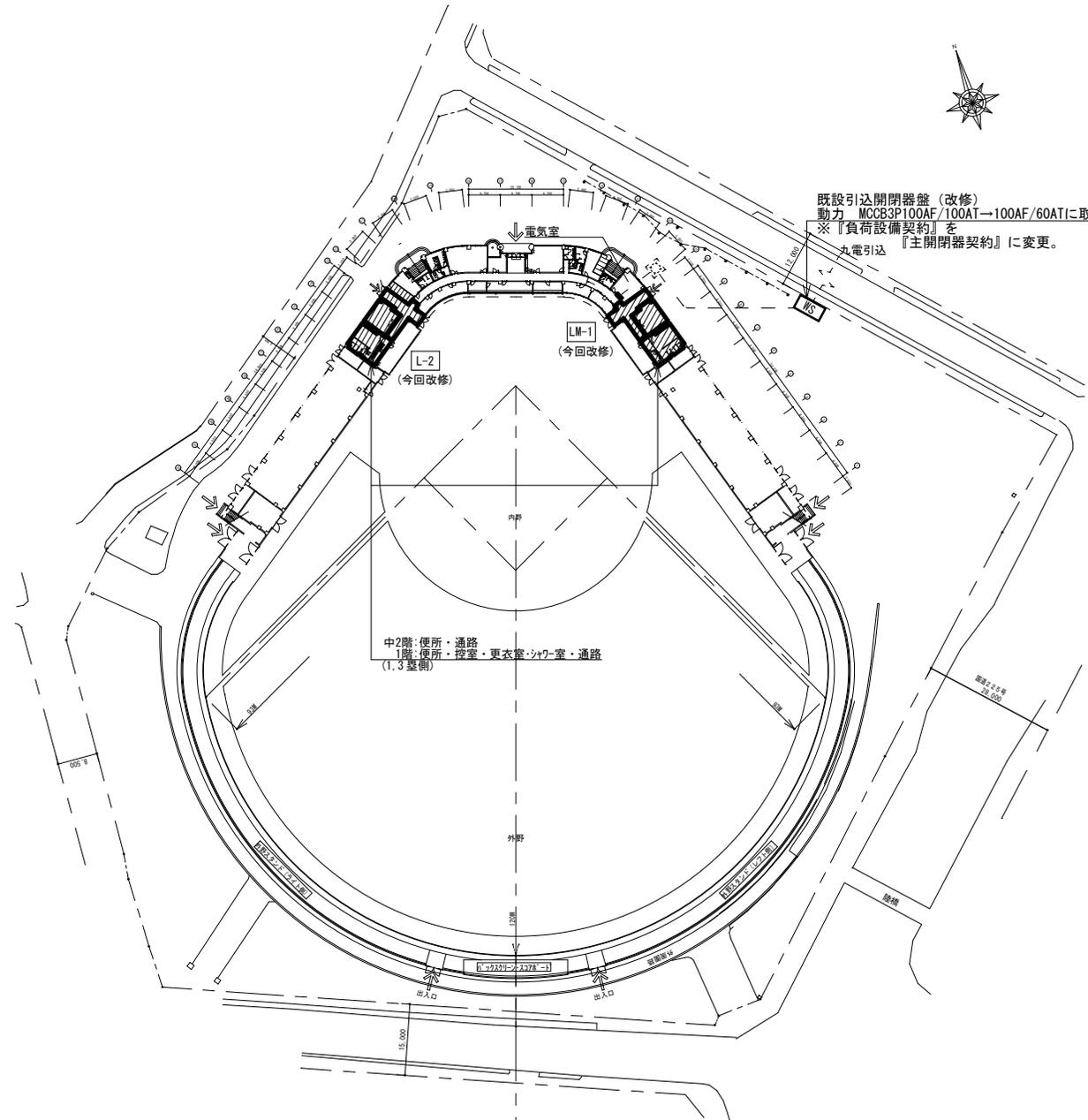


付近見取図 NO SCALE



工事注記事項

1. 本工事は施工前に監督員、その他工事関係者と十分な打ち合わせを行い、施設の業務に支障をきたすことのないようにすること。
2. 工事施工にあたっては、施設利用者、周辺住民及び施設関係者の安全を確保し、事故防止に万全を期すこと。
3. 万一既設物に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告し、受注者の負担にて原形復旧すること。
4. 工事施工にあたっては、必要があれば仮設電源を設けるなどの対応を取ること。
5. 既設の調査を十分に行い、他設備に影響がないように施工すること。
6. 官公署、一般送配電事業者等への必要な書類の提出は、受注者にて速やかに行うこと。



配置図 (A3) S=1:1000

今回改修工事範囲を示す。

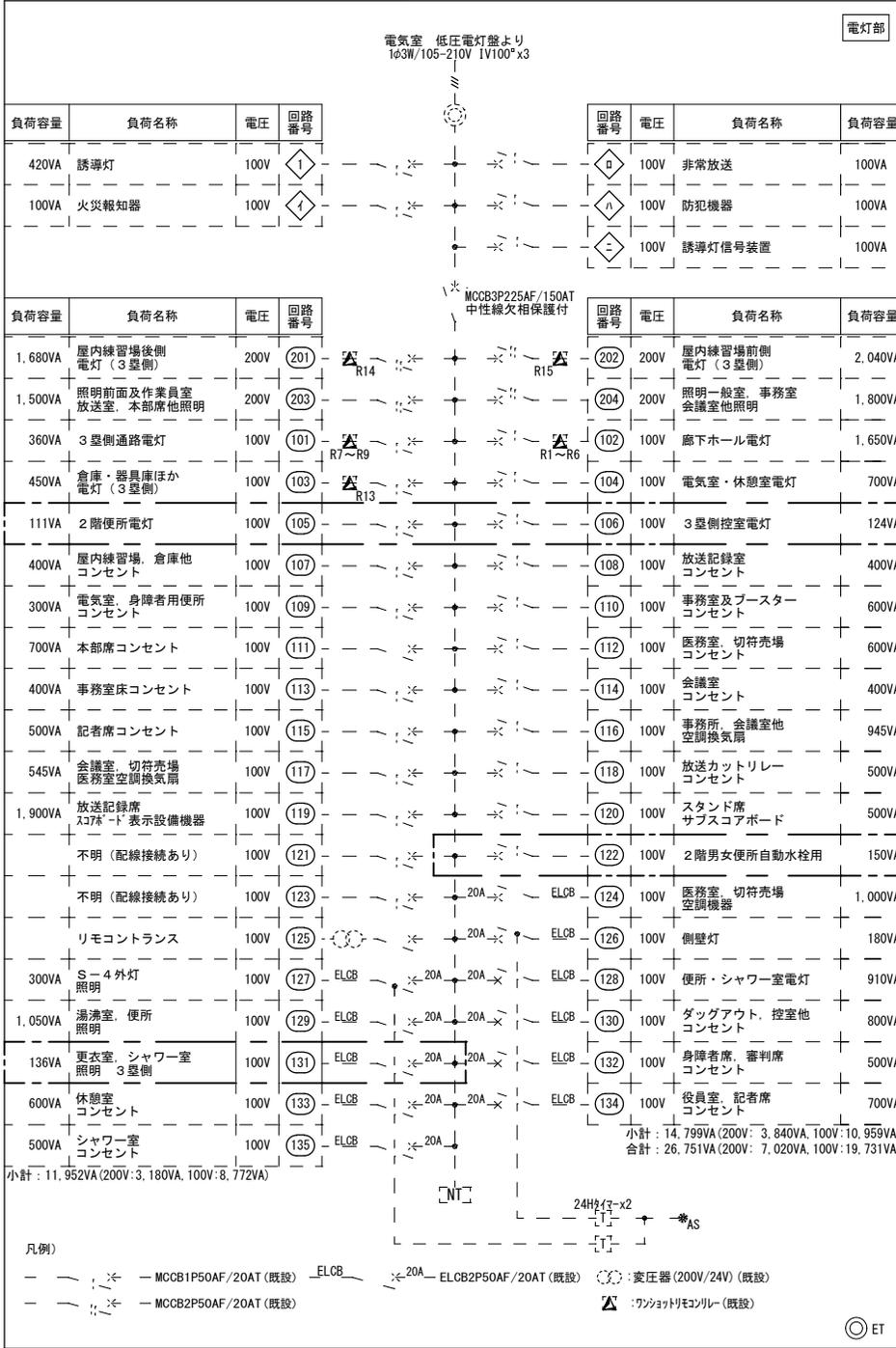
検	印
現場代理人	主任技術者
原田	嶋崎

(有)アイケン設備設計  
 一級建築士事務所 知事登録第1-26-167号  
 一級建築士登録番号177376号 渡口 哲郎

竣工図	
鴨池公園野球場トイレほか内部改修電気設備工事	
付近見取図・配置図・注記事項	A1:1/500 NO SCALE A3:1/1000 NO SCALE
鹿儿岛市建設局 建築部 設備課	3/全10

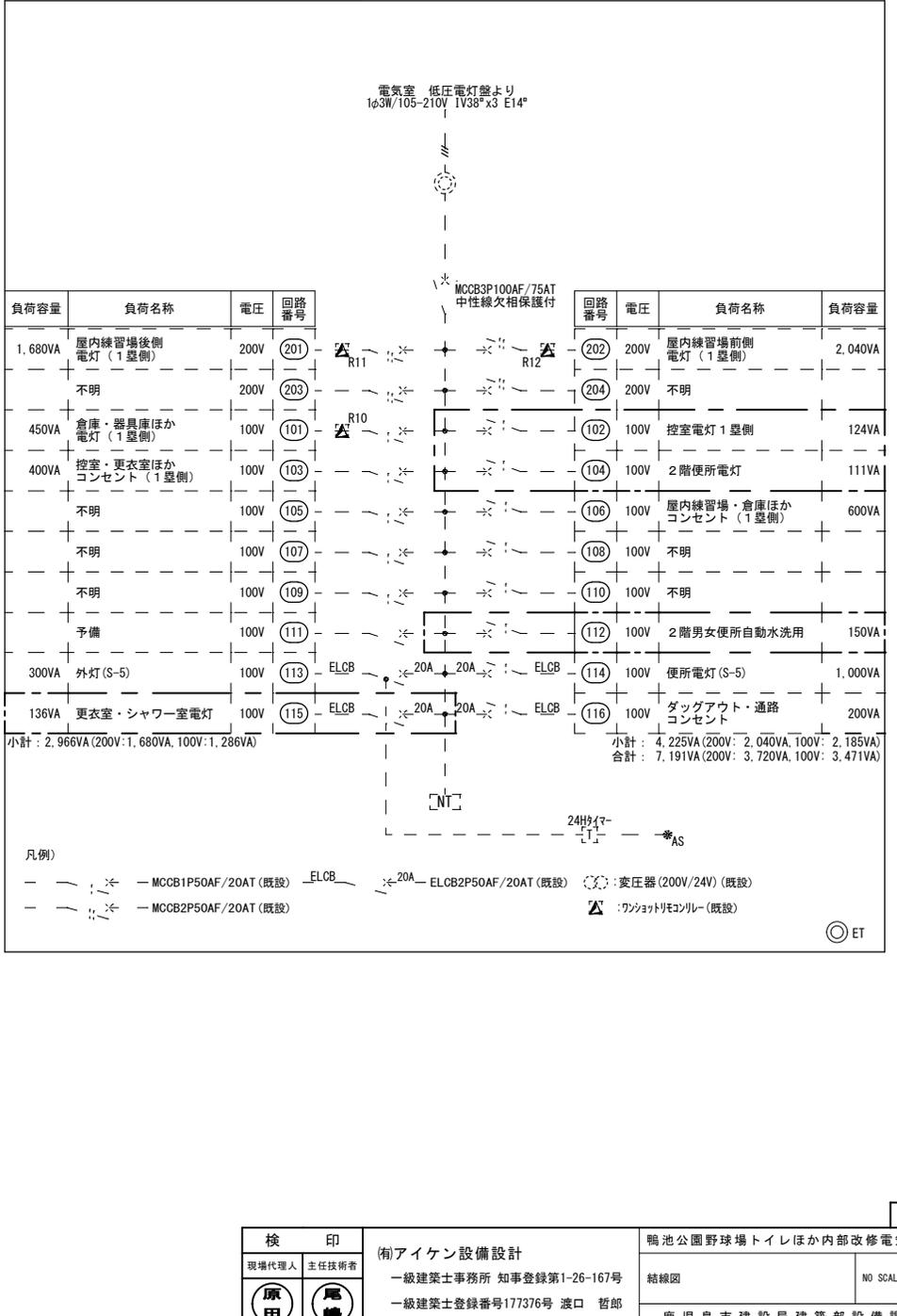
電灯動力分電盤(LM-1)結線図(屋内・銅板製・埋込型)

□: 改修対象部屋の回路を示す。



電灯分電盤(L-2)結線図(屋内・銅板製・露出型)

□: 改修対象部屋の回路を示す。

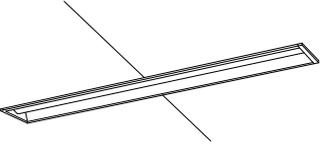
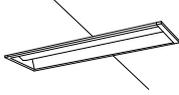
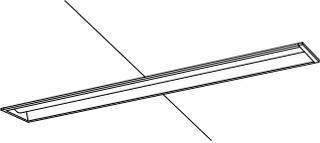
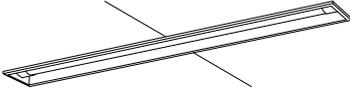
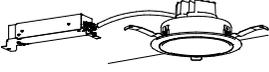
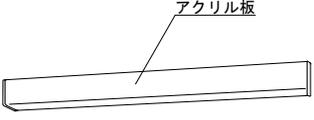
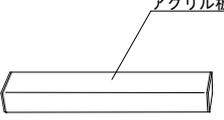
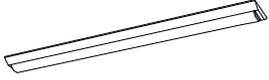
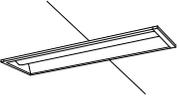
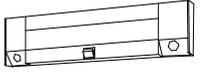
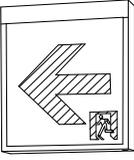


竣工図

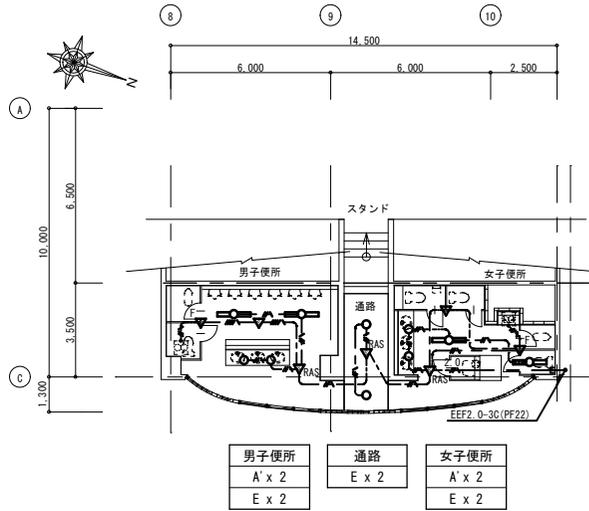
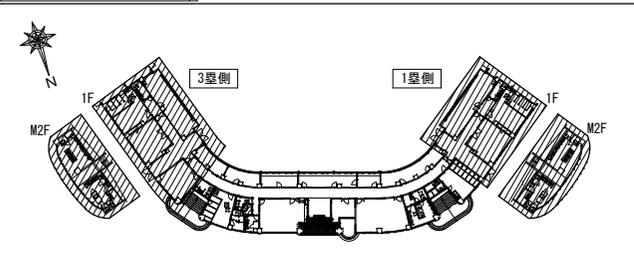
検印		有アイケン設備設計		鴨池公園野球場トイレほか内部改修電気設備工事	
現場代理人	主任技術者	一級建築士事務所 知事登録第1-26-167号		結線図	NO SCALE
原田	尾崎	一級建築士登録番号177376号 渡口 哲郎			4/全10
				鹿児島市建設局 建築部 設備課	

照明器具姿図 (参考図)

(光色は全て昼白色とすること。)

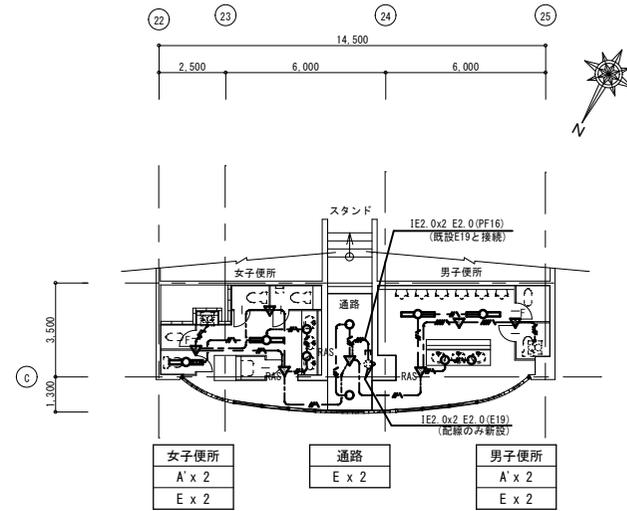
<p>A 天井埋込灯 (LED) 公共施設型番: LRS6-3100LM 1F:1,3 壁側控室</p>	<p>B 天井埋込灯 (LED) 公共施設型番: LRS6-3000LM-2 1F:1,3 壁側通路</p>	<p>C 天井埋込灯 (LED) 公共施設型番: LRS6-2250LM 1F:1,3 壁側更衣室</p>	<p>D 天井埋込灯 (LED) 公共施設型番: LRS10MP/RP-2100LM 1F:1,3 壁側シャワー室</p>	<p>E ダウンライト (LED) 公共施設型番: LRS1-850LM M2F:1,3 壁側男女便所・通路</p>				
<p>A' 天井埋込灯 (LED) 公共施設型番: LRS6-4750LM M2F:1,3 壁側男女便所</p> 								
<p>F 天井直付浴室灯 (LED) 防湿・防雨型 1F:1,3 壁側シャワー室</p>  <p>消費電力: 4.4W 以下 光束: 365lm 以上 寿命時間: 40,000h 以上</p>	<p>G ブラケット (LED) 公共施設型番: LBF3MP/RP-2000LM 1F:1,3 壁側シャワー室</p> <p>アクリル板</p> 	<p>H ブラケット (LED) 公共施設型番: LBF3MP/RP-650LM-2 1F:1,3 壁側便所</p> <p>アクリル板</p> 	<p>I 天井直付灯 (LED) 公共施設型番: LSS9-3200LM 1F:1,3 壁側便所</p> 	<p>J 天井埋込非常灯 (LED) 電源内蔵型 1F:1,3 壁側通路</p>  <p>消費電力: 23.0W 以下 光束: 1,600lm 以上 寿命時間: 40,000h 以上</p>				
<p>K 壁付非常灯 (LED) 電源内蔵型 ON/OFFセンサー付 1F:1,3 壁側通路</p>  <p>消費電力: 16.4W 以下 光束: 1200lm 以上 寿命時間: 40,000h 以上</p>	<p>L 避難口誘導灯 (LED) 公共施設型番: SH1-FBF20-BH 1F:1,3 壁側通路</p> 	<p>M 通路誘導灯 (LED) 公共施設型番: ST1-FSF23-BH 1F:1,3 壁側通路</p> 	<p>竣工図</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"> <p>検 印</p> <p>現場代理人 主任技術者</p> <p>原 尾</p> </td> <td> <p>(有)アイケン設備設計</p> <p>一級建築士事務所 知事登録第1-26-167号</p> <p>一級建築士登録番号177376号 渡口 哲郎</p> </td> <td> <p>鴨池公園野球場トイレほか内部改修電気設備工事</p> <p>照明器具姿図 NO SCALE</p> <p>5/全10</p> <p>鹿児島市建設局 建築部 設備課</p> </td> </tr> </table>		<p>検 印</p> <p>現場代理人 主任技術者</p> <p>原 尾</p>		<p>(有)アイケン設備設計</p> <p>一級建築士事務所 知事登録第1-26-167号</p> <p>一級建築士登録番号177376号 渡口 哲郎</p>	<p>鴨池公園野球場トイレほか内部改修電気設備工事</p> <p>照明器具姿図 NO SCALE</p> <p>5/全10</p> <p>鹿児島市建設局 建築部 設備課</p>
<p>検 印</p> <p>現場代理人 主任技術者</p> <p>原 尾</p>		<p>(有)アイケン設備設計</p> <p>一級建築士事務所 知事登録第1-26-167号</p> <p>一級建築士登録番号177376号 渡口 哲郎</p>	<p>鴨池公園野球場トイレほか内部改修電気設備工事</p> <p>照明器具姿図 NO SCALE</p> <p>5/全10</p> <p>鹿児島市建設局 建築部 設備課</p>					

全体平面図 NO SCALE  改修平面図の範囲を示す。



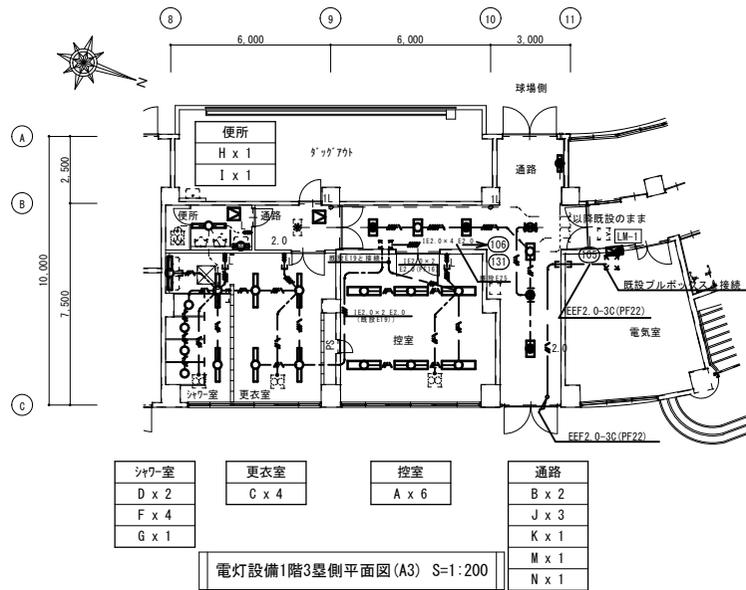
男子便所	通路	女子便所
A' x 2	E x 2	A' x 2
E x 2		E x 2

電灯設備中2階3塁側平面図 (A3) S=1:200



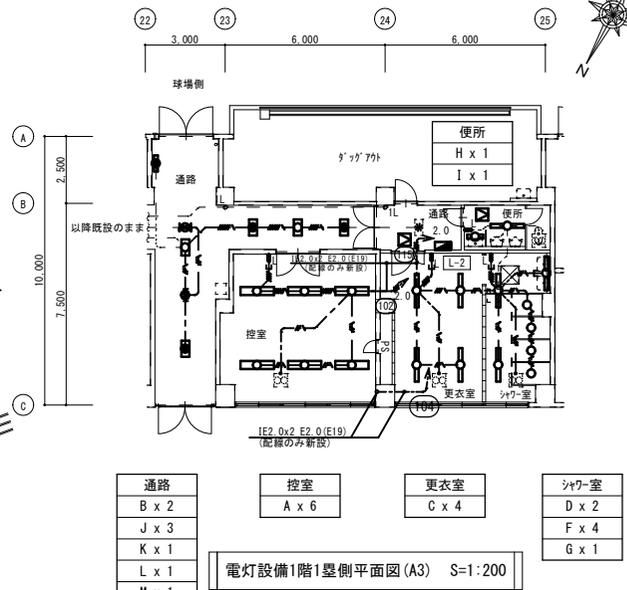
女子便所	通路	男子便所
A' x 2	E x 2	A' x 2
E x 2		E x 2

電灯設備中2階1塁側平面図 (A3) S=1:200



シャワールーム	更衣室	控室	通路
D x 2	C x 4	A x 6	B x 2
F x 4			J x 3
G x 1			K x 1
			M x 1
			N x 1

電灯設備1階3塁側平面図 (A3) S=1:200



通路	控室	更衣室	シャワールーム
B x 2	A x 6	C x 4	D x 2
J x 3			F x 4
K x 1			G x 1
L x 1			
M x 1			

電灯設備1階1塁側平面図 (A3) S=1:200

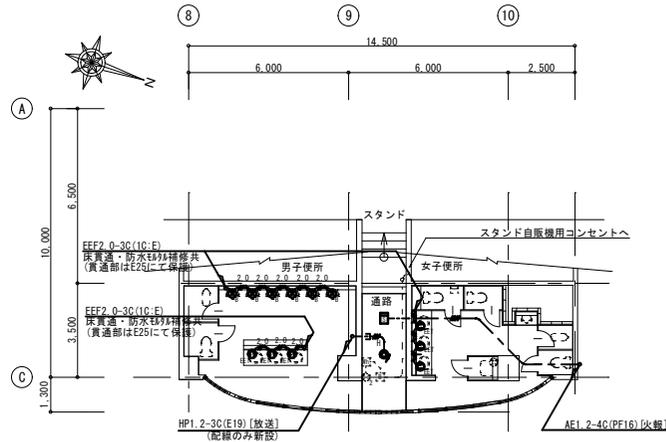
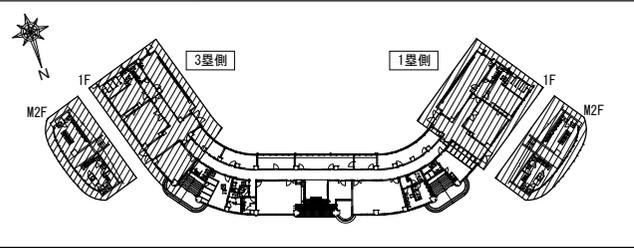
図面に特記なき配線・配管は下記による。

記号	配管・配線	記号	配管・配線
— — —	EEF1.6-2C 天井内	— // —	EEF1.6-3Cx2 (10:E) 天井内
— // —	EEF1.6-3C (10:E) 天井内 壁内保護管(既設E19)	— // —	EEF1.6-2Cx2 (10:E) 天井内
— // —	EEF1.6-3C 天井内 壁内保護管(既設E19)		
— // —	EEF1.6-2Cx2 天井内 壁内保護管(既設E25)		
— // —	EEF1.6-3C (10:E)+2C 天井内		

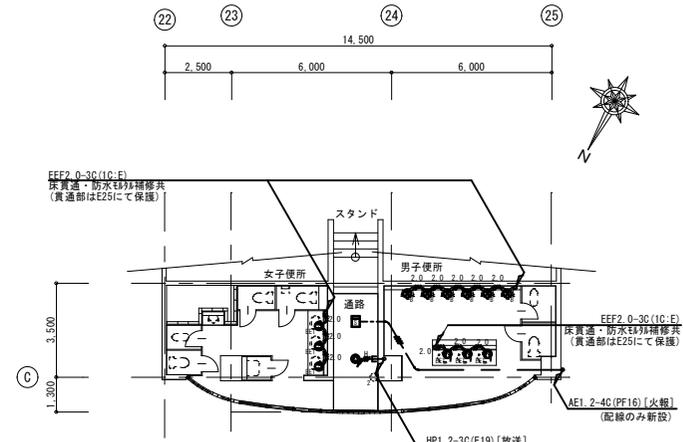
凡例	記号	名称	仕様	備考
		電灯動力分電盤	結線図参照	
		電灯分電盤	結線図参照	
		照明器具 A, A'	姿図参照	
		照明器具 B	姿図参照	
		照明器具 C, D, I	姿図参照	
		照明器具 E, F	姿図参照	
		照明器具 G	姿図参照	
		照明器具 H	姿図参照	
		照明器具 J (非常灯)	姿図参照	
		照明器具 K (非常灯)	姿図参照	
		照明器具 L (誘導灯)	姿図参照	
		照明器具 M (誘導灯)	姿図参照	
		照明器具 N (誘導灯)	LED B級BH形 露出型	再取付
		埋込タイプライティング	1P15Ax2+1P15Ax1 L付	(SUSプレート)
		人感センサー(親機)	天井形 広角検知型	
		人感センサー(子機)	天井形 広角検知型	換気扇連動型
		人感センサー(子機)	天井形 広角検知型	
		カバープレート	角形 金属製0B44 C付共	既設
		カバープレート	角形 金属製	刻印付
		アウトレットボックス	0B44 C付 樹脂製	
		天井点検口	450x450 7mm製	取付手間共
		天井埋込換気扇		機械設備工事
		既設プルボックス		
		既設保護管入線箇所		
		立上・引下		
		露出配線配管		
		天井内配線		
		既設配線配管		

<b>検 印</b> 現場代理人 主任技術者  		(有)アイケン設備設計 一級建築士事務所 知事登録第1-26-167号 一級建築士登録番号177376号 渡口 哲郎	竣工図 鴨池公園野球場トイレほか内部改修電気設備工事 電灯設備1, 中2階1, 3塁側平面図 全体平面図・凡例 A1:1/400, 1/100 A3:1/800, 1/200 6/全10 鹿児島市建設局 建築部 設備課
--	--	--	--

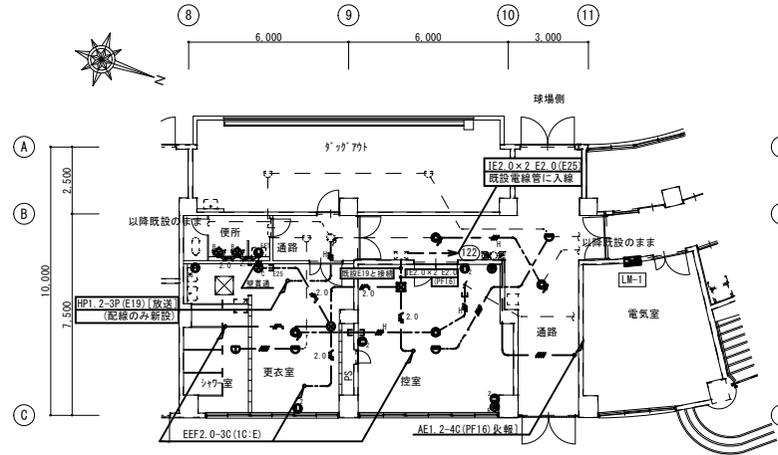
全体平面図 NO SCALE  改修平面図の範囲を示す。



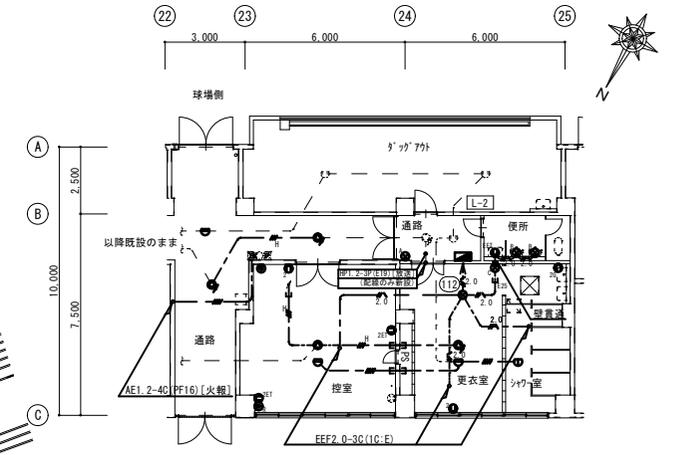
コンセント・弱電・火報設備中2階3塁側平面図(A3) S=1:200



コンセント・弱電・火報設備中2階1塁側平面図(A3) S=1:200



コンセント・弱電・火報設備1階3塁側平面図(A3) S=1:200



コンセント・弱電・火報設備1階1塁側平面図(A3) S=1:200

凡例	記号	名称	仕様	備考
	[W]	電力量計	1φ2W 30A 取付板共	既存のまま
	[B]	配線用遮断器	MCCB2P30AF/15AT 露出	既存のまま
	[EET]	埋込コンセント	2P15Ax1 E ET付 SUSプレート	新設
	[E2]	埋込コンセント	2P15Ax2 SUSプレート	新設
	[E2G]	埋込コンセント	2P15Ax2 防滴プレート	新設
	[E2ET]	埋込コンセント	2P1Ax2 ET付 SUSプレート	新設
	[S]	スポット型感知器	差動式 2種 露出型	再取付
	[S]	スポット型感知器	定温式 1種 露出型 防水	再取付
	[S]	光電式煙感知器	非蓄積型 2種 露出型	再取付
	[S]	屋内スピーカー	SC6Hi-3V0	再取付
	[S]	屋内スピーカー	SC6Hi-3V3	再取付
	[S]	アッテネーター	3W型 SUSプレート	新設
	[S]	モジュージャック	6局2芯 SUSプレート	新設
	[S]	直列ユニット	CS-7F-RW SUSプレート	新設
	[S]	カバープレート	角形 金属製OB44 C付共	既設
	[S]	カバープレート	角形 金属製 刻印付	新設
	[S]	アウトレットボックス	OB44 C付 樹脂製	新設
	[S]	露出ボックス	丸形 金属製 E25	新設
	[S]	ジョイントボックス	ケーブル配線用 大	新設
	[S]	アウトレットボックス	OB44 C付 樹脂製	新設
	[S]	火災報知設備総合盤		既設
	[S]	既設ブルボックス		
	[S]	既設保護管入線箇所		
	[S]	立上・引下		
	[S]	露出配線配管		
	[S]	天井内配線配管		
	[S]	隠ぺい配線配管		
	[S]	既設配線配管		

図面に特記なき配線・配管は下記による。

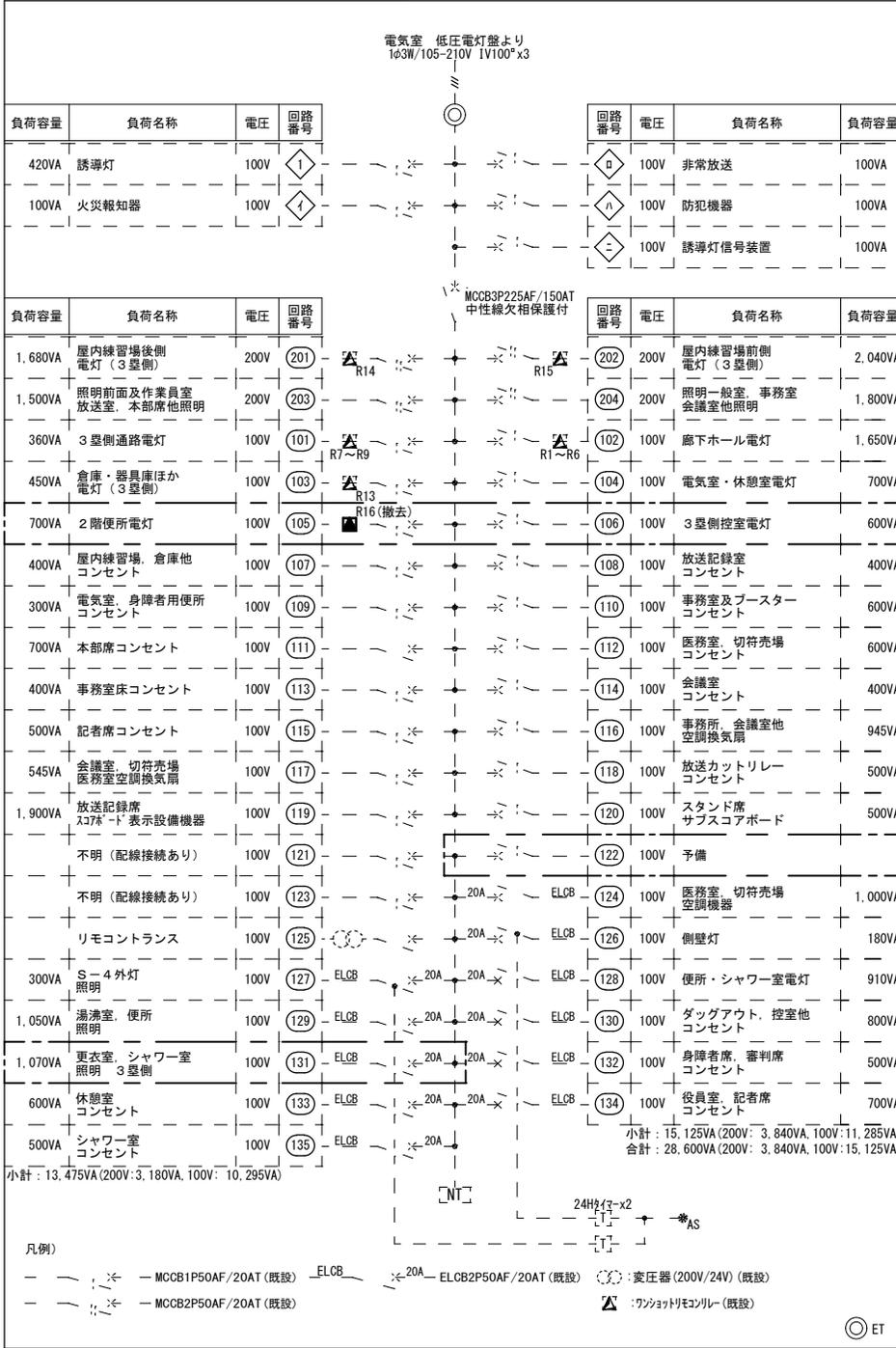
記号	配管・配線
	EEF2.0-3C(1C:E) 天井内 壁内保護管(PF22)
	AE1.2-4C 天井内 壁内保護管(既設E19)
	HP1.2-3P 天井内 壁内保護管(既設E19)
	EEF1.6-3C(1C:E) 露出 保護管(E25)

竣工図

<p>検印</p> <p>現場代理人 主任技術者</p> <p> </p>		<p>(有)アイケン設備設計</p> <p>一級建築士事務所 知事登録第1-26-167号</p> <p>一級建築士登録番号177376号 渡口 哲郎</p>	<p>鴨池公園野球場トイレほか内部改修電気設備工事</p> <p>コンセント・弱電・火報設備</p> <p>1. 中2階1,3塁側平面図</p> <p>全体平面図・凡例</p> <p>A1:1/100 NO SCALE</p> <p>A3:1/200 NO SCALE</p> <p>7/全10</p> <p>鹿児島市建設局建築部設備課</p>
---	--	---	--

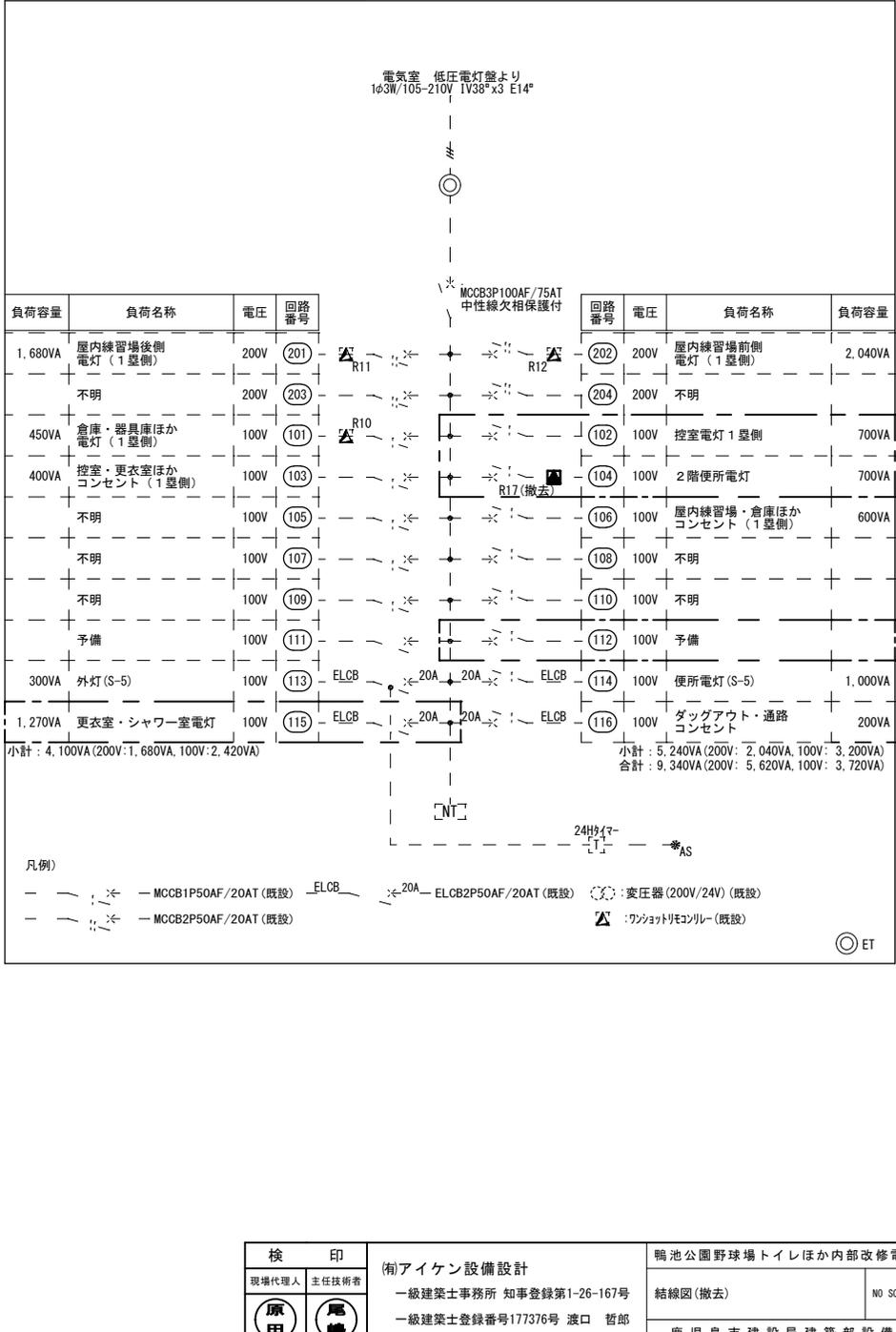
電灯動力分電盤(LM-1)結線図(屋内・銅板製・埋込型)

□: 改修対象部屋の回路を示す。



電灯分電盤(L-2)結線図(屋内・銅板製・露出型)

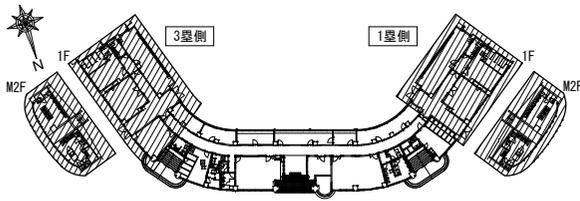
□: 改修対象部屋の回路を示す。



竣工図

<b>検印</b> 現場代理人 主任技術者 (原田) (尾崎)		(有)アイケン設備設計 一級建築士事務所 知事登録第1-26-167号 一級建築士登録番号177376号 渡口 哲郎	鴨池公園野球場トイレほか内部改修電気設備工事 結線図(撤去) NO SCALE 鹿儿島市建設局 建築部 設備課
			8/10

全体平面図 NO SCALE  改修平面図の範囲を示す。

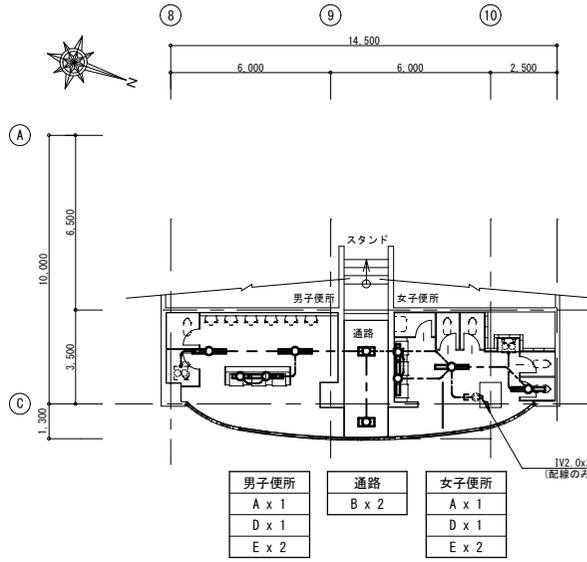


撤去凡例

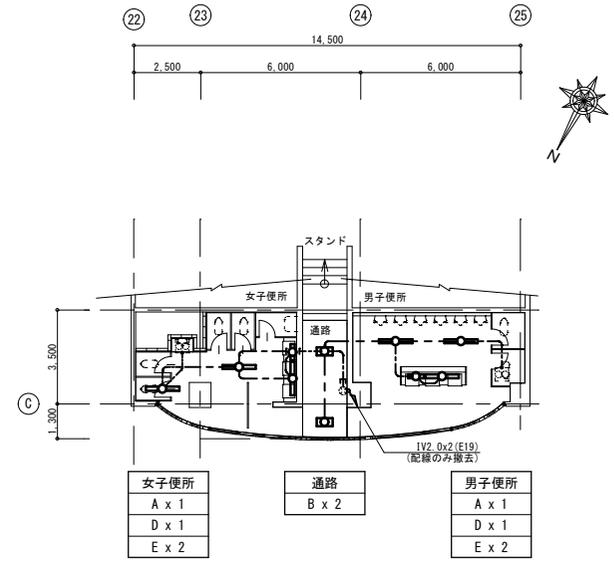
記号	名称	仕様	備考
	電灯動力分電盤	結線図(撤去)参照	R16撤去
	電灯分電盤	結線図(撤去)参照	R17撤去
	照明器具 A	FL20Wx1 露出型	撤去
	照明器具 B	FL20Wx2 露出型	撤去
	照明器具 C	FL20Wx2 埋込型	撤去
	照明器具 D	FL40Wx1 露出型	撤去
	照明器具 E	FL40Wx1 埋込型	撤去
	照明器具 F	FL40Wx2 埋込型	撤去
	照明器具 G	1L60Wx1 露出型	撤去
	照明器具 H	FL40Wx1 露出型	撤去
	照明器具 I (非常灯)	FL20Wx2 埋込型	撤去
	照明器具 J (非常灯)	FL20Wx2 露出型	撤去
	照明器具 K (誘導灯)	FL20Wx1 露出型	撤去
	照明器具 N (誘導灯)	LED B級B8形 露出型 2017年製	撤去(再使用)
	埋込タイプスイッチ	1P15Ax2+1P15Ax1 L付SUS7プレート	撤去
	天井埋込換気扇		機械設備工事
	カバープレート	角形 金属製	撤去
	保護管切断箇所		配線撤去後切断
	立上・引下		
	天井内配線配管		
	隠ぺい配線配管		
	既設配線配管	器具接続部は取り外すこと	

図面に特記なき配線・配管は下記による。

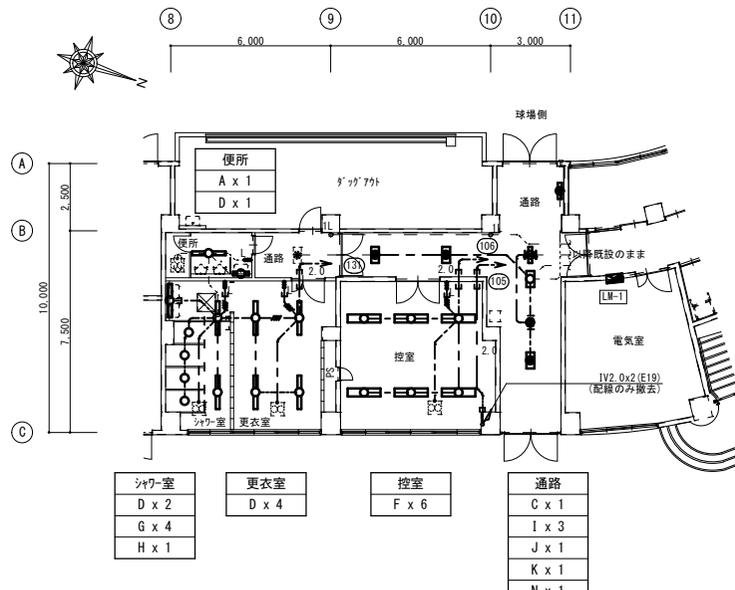
記号	配管・配線		
	IV1.6x2	天井内	保護管(E19)
	IV1.6x3	天井内	保護管(E19)
	IV1.6x4	天井内	保護管(E25)
	IV2.0x2	天井内	保護管(E19)



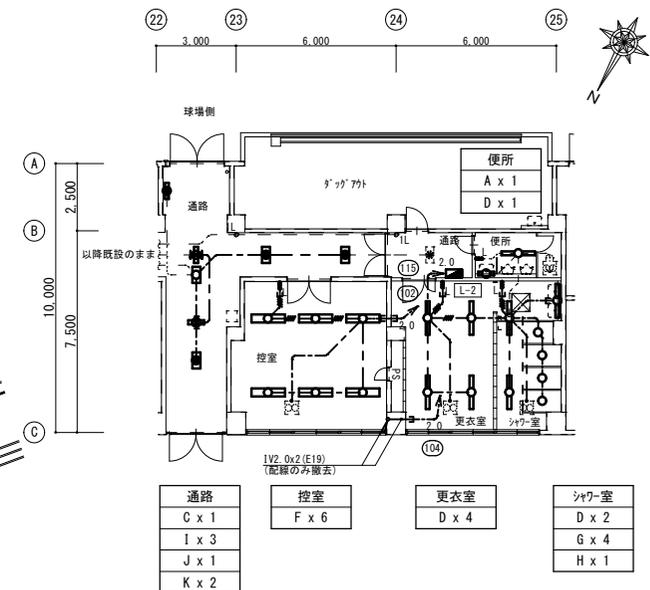
電灯設備中2階3塁側平面図(A3) S=1:200



電灯設備中2階1塁側平面図(A3) S=1:200



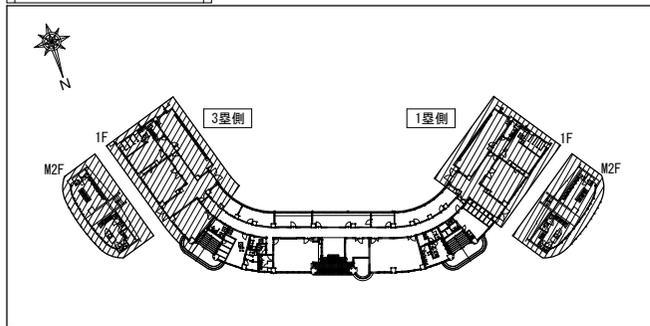
電灯設備1階3塁側平面図(A3) S=1:200



電灯設備1階1塁側平面図(A3) S=1:200

<p>竣工図</p>		<p>鴨池公園野球場トイレほか内部改修電気設備工事</p>	
<p>検印</p>		<p>㈱アイケン設備設計</p>	
<p>現場代理人</p>	<p>主任技術者</p>	<p>一級建築士事務所 知事登録第1-26-167号</p>	
		<p>一級建築士登録番号177376号 渡口 哲郎</p>	
<p>電灯設備1、中2階1、3塁側平面図(撤去) 全体平面図・撤去凡例</p>		<p>A1:1/100 NO SCALE A3:1/200 NO SCALE</p>	<p>9/全10</p>
<p>鹿児島市建設局 建築部 設備課</p>			

全体平面図 NO SCALE  改修平面図の範囲を示す。

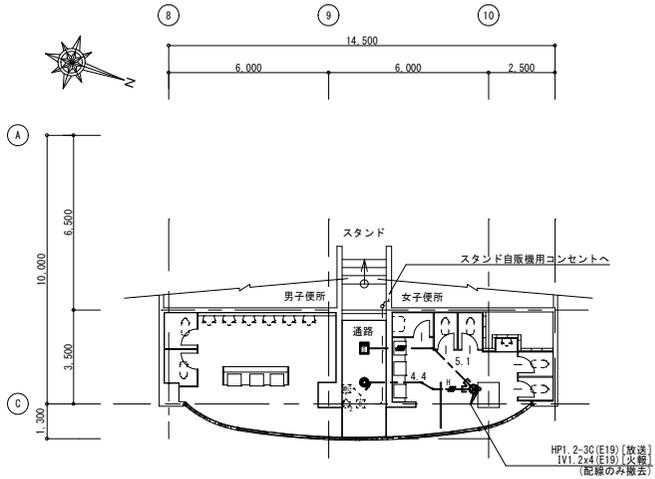


撤去凡例

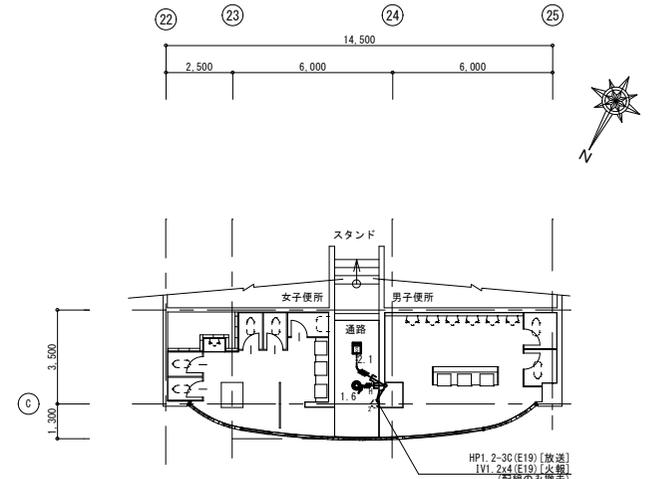
記号	名称	仕様	備考
	電力量計	1φ2W 30A 取付板共	既存のまま
	配線用遮断器	MCCB2P30AF/15AT 露出	既存のまま
	埋込コンセント	2P15Ax2 SUSﾌﾟﾚｰﾄ	撤去
	埋込コンセント	2P1Ax2 ET付 SUSﾌﾟﾚｰﾄ	撤去
	防水コンセント	2P15Ax2 E ET付	撤去
	スポット型感知器	差動式 2種 露出型	撤去(再使用)
	スポット型感知器	定温式 1種 露出型 防水	撤去(再使用)
	光電式煙感知器	非蓄積型 2種 露出型	撤去(再使用)
	屋内スピーカー	SC6Hi-3V0	撤去(再使用)
	屋内スピーカー	SC6Hi-3V3	撤去(再使用)
	アッテネーター	3W型 SUSﾌﾟﾚｰﾄ	撤去
	モジュージャック	6局2芯 SUSﾌﾟﾚｰﾄ	撤去
	直列ユニット	CS-7F-RW SUSﾌﾟﾚｰﾄ	撤去
	カバープレート	角形 金属製 刻印付	撤去
	保護管切断箇所		配線撤去後切断
	立上・引下		
	天井内配線配管		撤去
	隠ぺい配線配管		配線のみ撤去
	既設配線配管	器具接続部は取り外すこと	

図面に特記なき配線・配管は下記による。

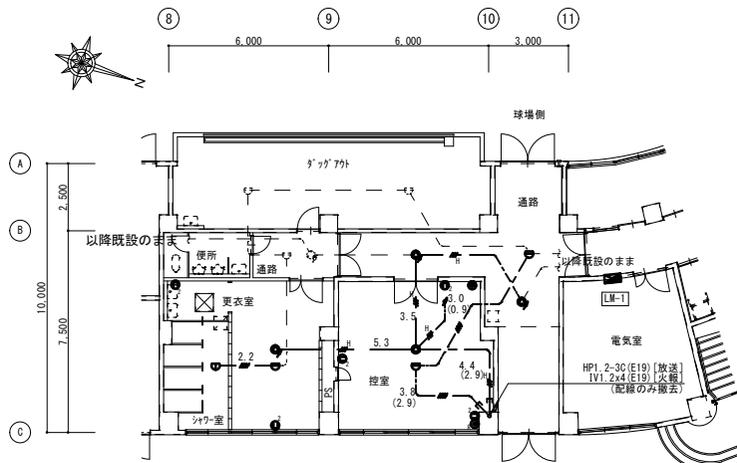
記号	配管・配線
	IV1.2x4 天井内 保護管(E19)
	HP1.2-3C 天井内 保護管(E19)



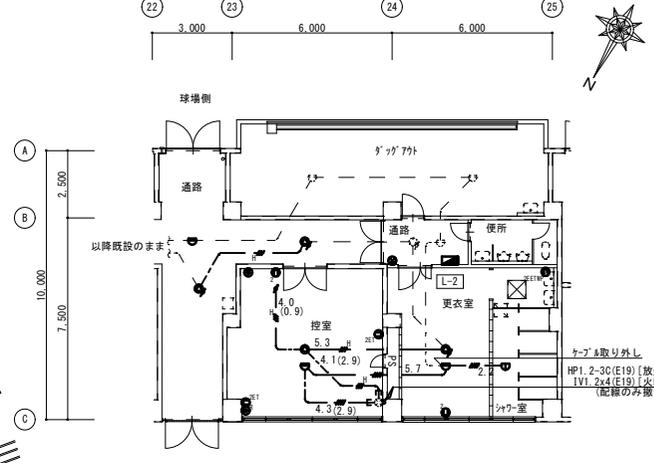
コンセント・弱電・火報設備中2階3塁側平面図(A3) S=1:200



コンセント・弱電・火報設備中2階1塁側平面図(A3) S=1:200



コンセント・弱電・火報設備1階3塁側平面図(A3) S=1:200



コンセント・弱電・火報設備1階1塁側平面図(A3) S=1:200

竣工図

<p>検印</p> <p>現場代理人 主任技術者</p> <p> </p>		<p>有)アイケン設備設計</p> <p>一級建築士事務所 知事登録第1-26-167号</p> <p>一級建築士登録番号177376号 渡口 哲郎</p>	<p>鴨池公園野球場トイレほか内部改修電気設備工事</p> <p>コンセント・弱電・火報設備 1. 中2階1.3塁側平面図(撤去) 全体平面図・撤去凡例</p> <p>A1:1/100 NO SCALE A3:1/200 NO SCALE</p>	<p>10/全10</p> <p>鹿児島市建設局 建築部 設備課</p>
---	--	--	---	--------------------------------------